

石巻市発注工事における単品スライド条項の適用の拡充について

1 目的

石巻市発注の工事については、建設工事材料（資材）のうち、価格の高騰が顕著な鋼材類と燃料油について、工事請負契約書別添条項第25条第5項（通称、単品スライド条項）を適用しておりますが、この2品目以外の主要な工事材料についても、原材料の高騰等により工事請負代金に影響を及ぼすおそれがあることから、すべての資材を対象に同条を適用します。

2 適用基準について

（1）対象資材及び適用基準日

対象資材	種 類	適用基準日
鋼材類	H型鋼、鉄筋、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール等	平成20年 7月22日
燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	
上記以外の資材（追加）	—	平成20年10月 8日

（2）対象工事

適用基準日現在で継続中の工事及び適用基準日以降の新規契約工事

※部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等には単品スライド条項を適用できません。

（3）適用対象となる資材

発注者・受注者間の**個別協議**に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材それぞれについて、実勢価格を用いて再計算した増額分が、請負代金額の1%を超えた場合に単品スライド条項の適用対象資材とします。

（4）請負代金額の変更手続

請負業者が、原則として工期末の2か月前までに、本市が定める手続に従い、適用に係る申請を行う。ただし、適用基準日現在で継続中の工事のうち残工事期間が2か月未満のものについては、弾力的な運用を行う。

別添条項第25条第5項抜すい

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。